## 【72】 2022 年 9 月からの療養期間と水際対策の変更点

企業の経営者・担当者のみなさま、9月に入り療養期間などに関する大きな変更が政府から発表されています。最新の情報を集めましょう。

## 1. 課題の背景:

2022 年 9 月に入り、政府から新型コロナウイルス感染症の療養期間や水際対策の変更に関する 発表が続き、新聞・テレビ等でも報道されました。今回は療養期間と水際対策に関する変更点について、適用するために必要な条件を含めて解説します。

### 2. 企業でできる対策:

- 療養期間の短縮については、必要な条件とセットで確認する。
- 療養解除後も発症後 10 日間が過ぎるまでは慎重に行動するよう呼びかける。
- 海外から日本に入国する時の手続きを確認する。

# 2-1. 療養期間の短縮とその必要条件

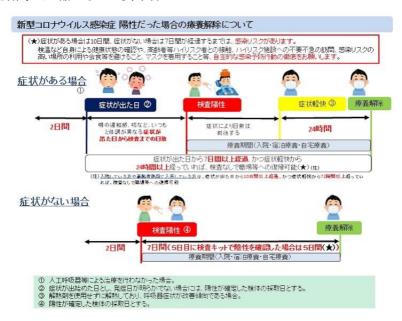


図 1 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」抜粋

今回政府が示した目安(図1、関連情報リンク1)において、「症状がある方は7日間」で療養解除となるのは、医療機関に入院または高齢者施設に入所していない(自宅療養か宿泊療養である)こと、症状が落ち着いてから24時間以上経過していることが条件です。入院・入所している方は以前と変わらず、症状が始まってから10日間以上、落ち着いてから72時間以上経過した場合に療養解除になります。この場合、療養解除時の抗原検査やPCR検査は不要です。

一方、「無症状者は5日間」で療養解除となるのは、5日目に検査を行い、その結果が陰性であ ることが条件ですので、医療用または一般用として承認された抗原定性検査キット(「研究用」は不 可)を入手しておく必要があります。検査なしでの療養期間は、症状がある方と同じ7日間です。

### 2-2.療養解除後数日間も慎重な行動が必要

7日間で療養解除となった方でも、10日間が経過するまで(5日間で療養解除となった方は7日 間が経過するまで)は、自主的な感染予防行動を続けることが求められています。具体的な感染予 防行動については、第65回(2022年3月29日)の内容をもとに示します。

検温を行い、健康状態を自身で確認する 職場を含め、他の人がいる場所ではマスクを着用する 食事前など、流水による手洗いまたはアルコール手指消毒を行う 不特定多数の者が集まる場や大規模イベントの参加を控える 重症化リスクの高い高齢者や、基礎疾患を持っている者と直接会うことを控える 昼食も含め、会食を控える 喫煙室など、マスクを外しての会話が発生しうる場所の利用を控える 

慎重な行動が求められている背景として、症状のある方の8日目、症状のない方の6日目は、そ れぞれ 9 割前後が他人にうつすおそれのあるウイルスを排出しなくなるタイミングであることが挙げ られます(図 2、関連情報リンク 2)。 言い換えれば、今回示された療養解除の目安は、1 割のリスク を取って、9割の人の行動制限を外すことを意味しています。

陽性者(有症状)におけるウイルス排出の推移 陽性者(無症状)におけるウイルス排出の推移 国立感染症研究所による解析 80. 60

\* 点線は累積密度のブートストラップサンブルの中央値の10%, 5%, 2.5%, 1%点

**赘染性ウイルス検出割合%** 陽性症例数/検査症例数 診断後日数

国立感染症研究所による解析

図 2 厚生労働省「患者の療養解除基準の見直しについて」抜粋 ※矢印は筆者が追記

#### 日本入国時の水際対策の変更点 2-3.

海外から日本に入国する時のいわゆる「水際対策」は、9月7日午前0時に変更されました。 要求事項が多い赤区分に指定されていた2つの国・地域が黄区分に変更され、9月18日午前 0 時現在、青区分 128、黄区分 73、赤区分 0 です。これに伴い、有効なワクチンを 3 回接種した接 種証明書を提示した人は、検疫所から特別な指示がない限り、青区分と黄区分の国・地域での出 国前検査、日本到着時の検査、施設や自宅での待機のいずれも不要になっています。

滞在していた国・地域の区分	有効なワクチン接種証明書	入国時の検疫措置		
		出国前検査	到着時検査	待機
<b>⊕</b> 青	あり	不要	なし	なし
	なし	必要		
<b>黄</b>	あり	不要		
	なし	必要	あり	自宅3日間 ※1
⊕ 赤	あり	不要		
	なし	必要	あり	施設3日間 ※2

※1 待機3日目に検査を受検し陰性を確認した場合。検査を受検しない場合は5日間。

※2 施設待機3日目に検査を受検し陰性であれば、待機解除。

なお、上記措置にかかわらず、検疫所から入国時検査の実施や入国後の自宅等での待機等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。検査結果が陽性の場合は、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。この場合、待機期間の短縮等はできません。

図3 厚生労働省「日本入国時の検疫措置」抜粋

- 3. 関連情報リンク:
- 1) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (9月18日閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

2) 厚生労働省 患者の療養解除基準の見直しについて (9月18日閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/content/000987004.pdf

3) 厚生労働省 水際対策(9月18日閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00209.html

文責:田原 裕之(産業医科大学 産業精神保健学)

※本文章は、産業医有志グループ(今井・櫻木・田原・守田・五十嵐)で作成しました。和田耕治先生(前・国際医療福祉大学公衆衛生学教授)のサポートも受けております。

今後も経営者・総務担当者向けに必要な感染拡大防止策情報を随時配信させて頂きます。本情報は著作権フリーですので、ぜひお知り合いの経営者に拡散をお願いします。

※本内容に関するご意見・ご要望は、covid-19@ohsupports.com までお寄せください。

※これまでに配信しましたバックナンバーは、http://www.oh-supports.com/corona.html をご参照ください。

※動画も配信しております。下記サイトをご参照ください。

https://www.youtube.com/channel/UC4lRPnKfYPC6cT1Jvom5VbA